

令和2年度 体罰等実態把握調査について

1 調査の内容・方法

(1) 調査の趣旨

体罰の根絶に向けた取組を行うため、都内公立学校における実態を的確に把握する。

(2) 調査対象

区市町村立及び都立学校全 2,150校の校長、教職員、児童・生徒全てを対象に調査を行った。

(3) 調査内容

令和2年度に発生した体罰、不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導(以下「体罰等」という。)又はその疑いのある事案について調査を行った。

(4) 調査方法

教職員・・・校長による聞き取り調査 児童・生徒・・・質問紙調査及び聞き取り調査

(5) 調査対象期間

令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

2 報告数

(1) 学校別報告数

校種別の内訳	小学校		中学校		小計		高等学校	特別支援学校	都合計
	東京都	文京区	東京都	文京区	東京都	文京区			
学校設置数	1,275	20	622	10	1,897	30	191	62	2,150
本調査へ報告のあった学校数	106	2	74	1	180	3	31	3	214
本調査への報告数(単位:件)	157	4	117	1	274	5	47	5	326

義務教育学校については、前期・後期課程をそれぞれ小学校・中学校に区分している。

(2) 申告者別報告数 (単位:件)

校種別の内訳	小学校		中学校		小計		高等学校	特別支援学校	都合計
	東京都	文京区	東京都	文京区	東京都	文京区			
教員本人	55	3	24	0	79	3	12	0	91
他の教員	33	0	15	1	48	1	11	4	63
児童・生徒本人	96	3	64	0	160	3	32	4	196
他の児童・生徒	41	2	39	0	80	2	17	0	97
保護者	44	0	21	0	65	0	15	0	80
地域住民	1	0	2	0	3	0	0	0	3
合計	270	8	165	1	435	9	87	8	530

(注)一つの事案につき複数の報告があるため、(1)の報告数の合計とは一致しない。

3 報告の内容

【体罰の有無】

(※校数は延べ数)

分類	人数	小学校				中学校				高 令和2年度	特 令和2年度	都 合計	
		令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度					
		東京都	文京区	東京都	文京区	東京都	文京区	東京都	文京区				
①体罰	人数	3	0	3	0	12	0	4	0	0	0	7	
	校数	3	0	3	0	12	0	4	0	0	0	7	
②不適切な行為	ア 不適切な指導	人数	41	1	35	1	42	0	21	0	5	0	61
		校数	40	1	33	1	35	0	20	0	5	0	58
	イ 行き過ぎた指導	人数	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
		校数	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	ウ 暴言等	人数	31	0	28	0	52	0	37	1	13	0	78
		校数	29	0	27	0	43	0	33	1	13	0	73
③指導の範囲内	人数	88	4	37	1	41	0	20	0	16	2	75	
	校数	68	2	32	1	26	0	16	0	14	2	64	
合計	人数	166	6	103	2	148	0	82	1	34	2	221	
	校数	143	4	95	2	117	0	73	1	32	2	202	

4 体罰の根絶を図るための文京区教育委員会の取組

(1) 学校への指導

- ・合同校園長会及び小・中学校校長会での指導の徹底
- ・全校・園の管理職対象のヒアリング時に体罰根絶に向けた状況を把握し、指導の徹底について助言

(2) 教職員研修の充実

- ・7月を体罰防止月間として、全小・中学校において服務事故防止研修を実施
- ・中堅教員研修、若手教員育成研修における「服務に関する研修」の充実
- ・アンガーマネジメント研修の実施

(3) 東京都教育委員会の啓発資料の活用

別添 体罰分類基準

分類	基準
①体罰	懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為 【例】たたき、殴る、蹴る、投げる、長時間にわたる正座・起立 (児童・生徒に指示して行われた場合を含む。)
ア 不適切な指導	児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使 【例】おでこを弾く(デコボン)、手をはたく(しっぺ)、小突く、胸倉をつかんで説教する
②不適切な行為	運動部活動やスポーツ指導等において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導 【例】目的は誤っていないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導
ウ 暴言等	教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動 【例】罵る、脅かす、威嚇する、人格(身体・能力・性格・風貌等)を否定する暴言、馬鹿にする、集中的に批判する
③指導の範囲内	注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた児童・生徒の身体に、肉体的負担を与えない程度の、極軽微な有形力の行使 【例】短時間正座させて説諭する、腕をつかんで連れて行く、頭を押さえる(社会通念上妥当な範囲に限る。)